

(10) 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

長 野 県			国		
1人当たり平均支給額 (21年度) 1,538 千円			—		
(21年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.35) 月分			(21年度支給割合) 期末手当 2.75 月分 (1.50) 月分		
勤勉手当 1.30 月分 (0.65) 月分			勤勉手当 1.40 月分 (0.70) 月分		
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%			(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%		

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況 (一般行政職)

- 1 地方公務員法第40条に基づき、平成21年4月より業績評価を導入し、全職員を対象として勤務成績の評定を実施しています。
- 2 半年毎に、期首に業務目標を設定し、期末において業務目標に対する業績を5段階(A～E)で評価します。その評定結果に基づき勤勉手当の成績率を決定します。

② 退職手当 (平成21年4月1日現在)

長 野 県			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5 月	30.55 月	勤続20年	23.5 月	30.55 月
勤続25年	33.5 月	41.34 月	勤続25年	33.5 月	41.34 月
勤続35年	47.5 月	59.28 月	勤続35年	47.5 月	59.28 月
最高限度額	59.28 月	59.28 月	最高限度額	59.28 月	59.28 月
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～30%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		
1人当たり平均支給額 391千円			27,356千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、21年度に退職した職員に支給された平均額です。

③ 地域手当（平成 21 年 4 月 1 日現在）

支給実績（21年度決算）		2,145,648 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（21年度決算）		70,386 円	
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	国の制度（支給率）
東京都（特別区）	22 人	17.0 %	17.0 %
大阪市	3 人	14.0 %	14.0 %
名古屋市	4 人	12.0 %	12.0 %
長野県（長野市、松本市、 諏訪市及び塩尻市）	10,938 人	1.5 %	3.0 %
長野県（上記以外）	17,461 人	1.5 %	0.0 %
医師	147 人	14.0 %	14.0 %
平均支給率		1.6 %	1.2 %

（注）「国の制度（支給率）」欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率です。

（平成 22 年度の制度完成時）

支給対象地域	支給率	国の制度（支給率）
東京都	18.0 %	18.0 %
大阪市	15.0 %	15.0 %
名古屋市	12.0 %	12.0 %
長野県（長野市、松本市、諏訪市及 び塩尻市）	1.5 %	3.0 %
長野県（上記以外）	1.5 %	0.0 %
医師	15.0 %	15.0 %

（注）国の制度では、平成 22 年度での完成を目指して、平成 18 年度から支給率を段階的に引き上げることとしています。

④ 特殊勤務手当（平成21年4月1日現在）

支給実績（21年度決算）		1,630,930 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（21年度決算）		84,970 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（21年度）		40.1 %	
手当の種類（手当数）		37	
手当名	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
支給総額の多い手当	教員特殊業務手当 教育職員	学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で長野県教育委員会が知事及び人事委員会と協議して定めるもの 修学旅行、林間・臨海学校等（学校が計画し、実施するものに限る。）において幼児、児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの 対外運動競技等において幼児、児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの又は週休日若しくは休日等に行うもの 学校の管理下において行われる部活動における幼児、児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの、週休日若しくは休日等に行うもの又は半日勤務時間が割り振られた日の正規の勤務時間外に行うもの	勤務1日（泊を伴うものにあつては1泊）につき、6,400円の範囲内において長野県教育委員会が知事及び人事委員会と協議して定める額（被害が特に甚大な非常災害の際の業務に従事した場合にあつては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額）
	夜間看護等手当 病院、総合リハビリテーションセンター又は介護老人保健施設に勤務する職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時後翌日の午前5時前の間をいう。）において行われる看護等の業務	勤務1回につき3,300円（深夜における勤務時間が2時間以上4時間に満たない場合は2,900円、2時間に満たない場合は2,000円）
	病院に勤務する医療職給料表の適用を受ける職員のうち知事が人事委員会と協議して定めるもの	正規の勤務時間以外の時間において勤務の時間帯その他に関し知事が人事委員会と協議して定める特別な事情の下での救急医療等の業務	勤務1回につき1,620円
	刑事手当 警部以下の警察官	主として私服員として行った犯罪の予防若しくは捜査又は被疑者の逮捕の作業	作業1日につき560円（作業に従事した時間が1日につき4時間に満たない場合は340円）
	医療等業務手当 医療等に関する業務に従事した職員のうち、知事が人事委員会と協議して定めるもの	保健師、看護師又は准看護師である職員の、保健指導又は看護に関する業務 医師又は歯科医師である職員の、医療に関する業務 臨床検査技師、衛生検査技師、診療放射線技師である職員の、臨床検査、衛生検査、放射線に関する業務 理学療法士又は作業療法士である職員の、理学療法又は作業療法に関する業務 医師である職員の、分べんに関する業務 助産師である職員の、助産に関する業務 看護師又は准看護師である職員の、分べんの補助に関する業務	業務（分べんに関するものを除く。）1日につき1,200円を超えない範囲内において、業務の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額。 業務（分べんに関するものに限る。）1回につき25,000円を超えない範囲内において、業務の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額。
夜間特殊業務手当 警察職員	交替制勤務により正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時後翌日の午前5時前の間をいう。）において行われる特殊な業務	勤務1回につき1,100円を超えない範囲内において、業務の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額	

手当名	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	
多くの職員に支給されている手当	教員特殊業務手当	<p>学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で長野県教育委員会が知事及び人事委員会と協議して定めるもの</p> <p>修学旅行、林間・臨海学校等（学校の計画し、実施するものに限る。）において幼児、児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの</p> <p>対外運動競技等において幼児、児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの又は週休日若しくは休日等に行うもの</p> <p>学校の管理下において行われる部活動における幼児、児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの、週休日若しくは休日等に行うもの又は半日勤務時間が割り振られた日の正規の勤務時間外に行うもの</p>	勤務1日（泊を伴うものにあつては1泊）につき、6,400円の範囲内において長野県教育委員会が知事及び人事委員会と協議して定める額（被害が特に甚大な非常災害の際の業務に従事した場合にあつては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額）	
	入学者選抜手当	教育職員	入学者選抜のための審査又は採点の事務及び進学生徒に関する調査書作成の事務	1時間につき240円
	教育業務連絡指導手当	小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に置かれる教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たる主任等で、その職務が困難であるとして長野県教育委員会が知事及び人事委員会と協議して定めるものの職務を担当する教育職員	当該担当に係る業務	業務1日につき100円
	死体処理手当	警察職員	人の死体の処理作業	作業1体につき3,200円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額
	夜間特殊業務手当	警察職員	交替制勤務により正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時後翌日の午前5時前の間をいう。）において行われる特殊な業務	勤務1回につき1,100円を超えない範囲内において、業務の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額

⑤ 時間外勤務手当

支給実績 (21年度決算)	3,938,966 千円
職員1人当たり平均支給年額 (21年度決算)	354 千円
支給実績 (20年度決算)	3,426,049 千円
職員1人当たり平均支給年額 (20年度決算)	304 千円

⑥ その他の手当 (平成21年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (21年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (21年度決算)									
扶養手当	扶養親族のある職員に対し支給。	同じ	—	千円	円									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手当の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配偶者</td> <td>13,000 円</td> </tr> <tr> <td>子、孫、父母、祖父母、弟妹、重度心身障害者</td> <td>1人につき6,500 円 (職員に配偶者がない場合はそのうち1人については11,000 円)。 なお、扶養親族である子のうち、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子については、当該子の扶養手当の月額に5,000 円を加算した額を当該子の扶養手当の月額とする。</td> </tr> </tbody> </table>			区分	手当の額	配偶者	13,000 円	子、孫、父母、祖父母、弟妹、重度心身障害者	1人につき6,500 円 (職員に配偶者がない場合はそのうち1人については11,000 円)。 なお、扶養親族である子のうち、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子については、当該子の扶養手当の月額に5,000 円を加算した額を当該子の扶養手当の月額とする。	3,902,207	246,818			
区分	手当の額													
配偶者	13,000 円													
子、孫、父母、祖父母、弟妹、重度心身障害者	1人につき6,500 円 (職員に配偶者がない場合はそのうち1人については11,000 円)。 なお、扶養親族である子のうち、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子については、当該子の扶養手当の月額に5,000 円を加算した額を当該子の扶養手当の月額とする。													
住居手当	住宅を借り受け月額10,500円を超える家賃を支払っている職員又は自宅に居住する職員に対し支給。	異なる	《国の制度》 月額12,000円を超える家賃を支払っている職員又は自宅 (新築又は購入から5年を経過していない場合) に居住する職員に対し支給。 借家等 [家賃月23,000円以下] 支給額=家賃相当額-12,000円 [家賃月23,000円超] 支給額=12,500円+(家賃相当額-23,000円)×1/2 (最高支給限度額:27,000円) [家賃月23,000円超] 支給額=11,000円+(家賃相当額-23,000円)×1/2 自宅 2,500円 別居する配偶者のための自宅には支給しない。	千円	円									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手当の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>借家等</td> <td>[家賃月23,000円以下] 支給額=家賃相当額-10,500円 [家賃月23,000円超] 支給額=12,500円+(家賃相当額-23,000円)×1/2 (最高支給限度額:27,000円)</td> </tr> <tr> <td>別居する配偶者のための借家等</td> <td>上記の2分の1の額</td> </tr> <tr> <td>自宅居住者</td> <td>3,500 円</td> </tr> <tr> <td>別居する配偶者のための自宅</td> <td>1,750円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	手当の額	借家等	[家賃月23,000円以下] 支給額=家賃相当額-10,500円 [家賃月23,000円超] 支給額=12,500円+(家賃相当額-23,000円)×1/2 (最高支給限度額:27,000円)	別居する配偶者のための借家等	上記の2分の1の額	自宅居住者	3,500 円	別居する配偶者のための自宅	1,750円	1,726,552	111,794
	区分		手当の額											
	借家等		[家賃月23,000円以下] 支給額=家賃相当額-10,500円 [家賃月23,000円超] 支給額=12,500円+(家賃相当額-23,000円)×1/2 (最高支給限度額:27,000円)											
	別居する配偶者のための借家等		上記の2分の1の額											
自宅居住者	3,500 円													
別居する配偶者のための自宅	1,750円													

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (21年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (21年度決算)	
通勤手当	通勤のため電車・バスなどの交通機関又は自動車などの交通用具を使用する職員に対し支給。	異なる	《国の制度》 交通用具使用者の支給額 2,000円～24,500円 特急列車、高速道の加算限度額20,000円	千円 2,766,877	円 108,081	
	区分					手当の額
	交通機関利用者					6か月定期券等の価額により一括支給。 支給限度額：1か月当たりの運賃等相当額が55,000円まで
	交通用具使用者					使用距離に応じて2,440円～37,920円（自動車・バイク・自転車とも同額）。
	特急列車、高速道の加算	通勤のため特急列車、高速道等を利用することが必要である職員のうち一定の要件を満たすものについて、特急料金等の1/2の額を上記の手当額に加算して支給。（加算限度額30,000円）				
単身赴任手当	異動に伴う住居の移転により、同居していた配偶者と別居する職員に対し支給。基本額は23,000円とし、職員の住居と配偶者の住居との距離に応じ6,000円～12,000円を加算。	異なる	《国の制度》 6,000～45,000円を加算	千円 417,658	円 298,327	
宿日直手当	正規の勤務時間外又は休日において、宿日直勤務をした職員に対し支給。	同じ	—	千円 734,972	円 221,377	
	区分					手当の額(勤務1回につき)
	医師・歯科医師					20,000円
	病院(医師以外)					5,900円
	一般の宿日直					4,200円
	特別支援教育諸学校					6,900円
警察	7,200円					
管理職員特別勤務手当	公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した給料の特別調整額の支給を受ける管理・監督の地位にある職員に対し支給。 勤務1回につき12,000円以内(勤務が6時間を超える場合には18,000円以内)の額とする。	同じ	—	千円 47,630	円 328,482	
休日給	国民の祝日及び年末年始の休日の正規の勤務時間に勤務することを命ぜられた職員(教員を除く)に対して、勤務1時間当たりの額に135/100を乗じて得た額を勤務した時間数に応じて支給。	同じ	—	千円 924,283	円 169,624	
給料の特別調整額	管理・監督の地位にある職員のうち、人事委員会規則で指定するものに対して、その職務・職責に応じた額を支給。	同じ	—	千円 1,642,709	円 728,151	
	職					支給額
	部長級(行政職)					94,800円～130,700円
	課長級(行政職)					59,000円～80,700円
	学校の校長					53,400円～74,300円
学校の教頭	34,700円～54,300円					

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (21年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (21年度決算)										
寒冷地手当	条例で定める寒冷地に勤務する職員に対し、冬季間における寒冷、積雪による暖房費等の増高分を補填する趣旨で、11月から翌年3月までの期間、条例で定めた額を職員の世帯等の区分に応じ支給。	同じ	—	千円	円										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">世帯等の区分</th> <th colspan="2">世帯主である職員</th> <th rowspan="2">その他の職員</th> </tr> <tr> <th>扶養親族のある職員</th> <th>その他の世帯主である職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月額</td> <td>17,800円</td> <td>10,200円</td> <td>7,360円</td> </tr> </tbody> </table>			世帯等の区分	世帯主である職員		その他の職員	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	月額	17,800円	10,200円	7,360円	1,881,347	68,112
	世帯等の区分				世帯主である職員			その他の職員							
扶養親族のある職員		その他の世帯主である職員													
月額	17,800円	10,200円	7,360円												
初任給調整手当	医師・歯科医師等で人事委員会が定める職員に対し支給。	同じ	—	千円	円										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手当の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医師・歯科医師</td> <td>国家試験に合格してからの期間に応じ179,300円～365,500円</td> </tr> <tr> <td>理学療法士 作業療法士</td> <td>採用後の期間に応じ 2,000円～10,000円</td> </tr> <tr> <td>特殊な専門知識を有し、特別の事情があるもの</td> <td>採用後の期間に応じ 500円～2,500円</td> </tr> </tbody> </table>	区分			手当の額	医師・歯科医師	国家試験に合格してからの期間に応じ179,300円～365,500円	理学療法士 作業療法士	採用後の期間に応じ 2,000円～10,000円	特殊な専門知識を有し、特別の事情があるもの	採用後の期間に応じ 500円～2,500円	541,246	3,110,607			
区分	手当の額														
医師・歯科医師	国家試験に合格してからの期間に応じ179,300円～365,500円														
理学療法士 作業療法士	採用後の期間に応じ 2,000円～10,000円														
特殊な専門知識を有し、特別の事情があるもの	採用後の期間に応じ 500円～2,500円														
特勤手当	生活の著しく不便な山間地に所在する公署として人事委員会が定めるものに勤務する職員に対して、給料月額に支給割合（1級地1/100～2級地2/100）を乗じて得た額を支給。	同じ	—	千円	円										
夜勤手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌朝の午前5時までの間に勤務する職員に対して、勤務1時間当たりの額に25/100を乗じて得た額を勤務した時間数に応じて支給。			6,551	99,258										
農林業普及指導手当	農林業普及指導業務に従事する職員に対し、給料月額に4/100を乗じて得た額を支給。	同じ	—	千円	円										
へき地手当	交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間へき地に所在する学校に勤務する学校職員に対して、給料月額に支給割合（1級地1/100～3級地3/100）を乗じて得た額を支給。	同じ	—	千円	円										
義務教育等 教員特別手当	小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の教育職員に対し、給料の級及び号俸に応じ、3,900円から15,900円の範囲内で支給。	同じ	—	千円	円										
定時制通信 教員手当	定時制又は通信制課程を置く高校で、定時制又は通信制を本務とする校長、教諭に対し、20,000円を支給。なお、夜間定時制本務の教諭には2,000円を加算。	同じ	—	千円	円										
産業教育 教員手当	農業課程又は工業課程を置く高校で、実習を伴う農業又は工業の科目を担当する教諭に対し、20,000円又は12,000円を支給。	同じ	—	千円	円										
				74,493	247,486										
				110,434	228,641										

(11) 特別職の報酬等の状況（平成21年4月1日現在）

区 分		給料月額等
給 料	知 事	1,282,000円
	副 知 事	988,000円
報 酬	議 長	988,000円
	副 議 長 副 議 員	864,000円 807,000円
期 末 手 当	知 事	(21年度支給割合) 2.85月分
	議 長 副 議 員	(21年度支給割合) 2.85月分
退 職 手 当	知 事	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期) 128万2千円×在職月数×0.65 3,999万8千4百円 任期毎 98万8千円×在職月数×0.45 2,134万8百円 任期毎
	備 考	平成18年9月1日において知事であつた者には、同日を含む任期に係る退職手当は支給しない。

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

(12) 公営企業職員の状況

① 職員給与費の状況（決算）

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職 員給与費比率 B/A	(参考) 20年度の総費用に占め る職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
21年度 電気事業	2,861,755	229,509	344,496	12.0	12.1
水道事業	4,065,443	728,525	432,949	10.6	10.1

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
21年度 電気事業	50	217,407	46,592	80,497	344,496	6,890
水道事業	63	274,031	59,327	99,591	432,949	6,872

(注) 職員手当には退職手当を含みません。職員数は、21年3月31日現在の人数です。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成21年4月1日現在）

区 分		平均年齢	基本給	平均月収額
電気事業	長野県	44.2歳	385,962円	574,160円
	団体平均	43.7歳	365,040円	583,480円
水道事業	長野県	46.3歳	390,867円	581,920円
	団体平均	45.7歳	398,572円	636,819円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

長野県	
1人当たり平均支給額（21年度）	
電気事業	1,610千円
水道事業	1,606千円
（21年度支給割合）	
期末手当	勤勉手当
2.50月分	1.30月分
(1.35)月分	(0.65)月分
（加算措置の状況）	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算	5～20%
・管理職加算	15～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（平成 21 年 4 月 1 日現在）

長	野	県
(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続 20年	23.5月	30.55月
勤続 25年	33.5月	41.34月
勤続 35年	7.5月	59.28月
最高限度額	59.28月	59.28月
その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2%~30%加算)		
1人当たり平均支給額		
電気事業	- 千円	29,785千円
水道事業	- 千円	27,000千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、21年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当（平成 21 年 4 月 1 日現在）

支給実績(21年度決算)		7,899 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)		70,527 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
	%	人	%
電気事業(全県)	1.5	50	1.5
水道事業(全県)	1.5	61	1.5

(平成 22 年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	一般行政職の制度(支給率)
	%	%
電気事業(全県)	1.5	1.5
水道事業(全県)	1.5	1.5

(注) 国の制度では、平成 22 年度での完成を目指して、平成 18 年度から支給率を段階的に引き上げることとしています。

エ 特殊勤務手当（平成 21 年 4 月 1 日現在）

支給総額（21年度決算）		千円
電気事業	266	
水道事業	367	
支給職員1人当たり平均支給年額（21年度決算）		円
電気事業	13,305	
水道事業	14,695	
職員全体に占める手当支給職員の割合（21年度）		%
電気事業	40.0	
水道事業	40.3	
手当の種類（手当数）	電気事業 水道事業	電気事業及び水道事業合計で5

手当名	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価																						
特殊現場作業手当	職員	地上又は水面上 15メートル以上の足場の不安定な箇所で行う作業	1日につき 500円 (2時間未満の場合 300円)																						
		地上又は水面上 5メートル以上 15メートル未満の足場の不安定な箇所で行う作業	1日につき 400円 (2時間未満の場合 240円)																						
		橋脚の基礎工事その他河川等におけるこれに類する工事において地面下 15メートル以上の縦坑（直径が 15メートル未満のものに限る。）で行う作業	1日につき 500円 (2時間未満の場合 300円)																						
		橋脚の基礎工事その他河川等におけるこれに類する工事において水面下 2メートル以上の深所又は地面下 5メートル以上の縦坑（直径が 5メートル未満のものに限る。）で行う作業	1日につき 400円 (2時間未満の場合 240円)																						
		土砂の崩落の危険があるすい道、横坑又は斜坑の坑内で行う作業	1日につき 500円 (2時間未満の場合 300円)																						
		土砂の崩落の危険がある作業現場の作業等で傾斜 20度以上の斜面又はその直下の足場の不安定な箇所で行うもの	1日につき 400円 (2時間未満の場合 240円)																						
		普通高圧以上の活線作業	1日につき 500円 (2時間未満の場合 300円)																						
		特別高圧送電線路における特殊装柱（開閉器装着柱、分岐柱、ガントリー柱等をいう。）の活線上部作業	1日につき 500円 (2時間未満の場合 300円)																						
		水圧鉄管の内部作業	1日につき 500円 (2時間未満の場合 300円)																						
		水圧鉄管充水中の水車、ケーシング又はドラフトチューブの内部作業	1日につき 200円 (4時間未満の場合 120円)																						
		次の範囲内で活線に接して行う作業	1日につき 200円 (4時間未満の場合 120円)																						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">活線の電圧区分</th> <th colspan="3">距離区分</th> </tr> <tr> <th>頭上</th> <th>側面</th> <th>足下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>メートル以内</td> <td>メートル以内</td> <td>メートル以内</td> <td>メートル以内</td> </tr> <tr> <td>3,300ボルト以上 22,000ボルト未満</td> <td>0.4</td> <td>0.8</td> <td>0.8</td> </tr> <tr> <td>22,000ボルト以上 154,000ボルト未満</td> <td>0.6</td> <td>1.0</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td>154,000ボルト以上</td> <td>1.8</td> <td>2.5</td> <td>3.6</td> </tr> </tbody> </table>		活線の電圧区分	距離区分			頭上	側面	足下	メートル以内	メートル以内	メートル以内	メートル以内	3,300ボルト以上 22,000ボルト未満	0.4	0.8	0.8	22,000ボルト以上 154,000ボルト未満	0.6	1.0	1.2	154,000ボルト以上	1.8	2.5
活線の電圧区分	距離区分																								
	頭上	側面	足下																						
メートル以内	メートル以内	メートル以内	メートル以内																						
3,300ボルト以上 22,000ボルト未満	0.4	0.8	0.8																						
22,000ボルト以上 154,000ボルト未満	0.6	1.0	1.2																						
154,000ボルト以上	1.8	2.5	3.6																						

手当名	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
特殊現場作業手当	職員	電気工作物に係る次に掲げる作業で著しく危険なもの (1) 送電線路補修作業 (2) 外線作業 (3) 主要機器の分解補修及び据付けの作業 (4) 屋外鉄構の組立て又は架線の作業	1日につき200円 (4時間未満の場合120円)
		大規模なダム建設工事現場(当該工事現場に附帯する発電所建設工事現場を含む。)で行う作業	1日につき400円 (2時間未満の場合240円)
		重大な災害の発生した現場等で行う水防、消防、救助等の作業	1日につき600円(2時間未満の場合360円)。この場合において、作業が日没から日の出までの間(以下「夜間」という。)に行われるときは900円(2時間未満の場合540円)
		重大な災害の発生した現場等で行う巡回監視、避難誘導又は広報宣伝の作業	1日につき400円(2時間未満の場合240円)。この場合において、作業が夜間に行われるときは600円(2時間未満の場合360円)
		道路における上水道の漏水調査、導管の敷設等の作業で、午後8時から翌日の午前6時までの間において行うもの又は交通が凝滞な道路若しくは混雑する道路において交通を遮断することなく行うもの	1日につき400円 (2時間未満の場合240円)
		洪水警戒体制時において行うダム管理の作業又は大雨、雷雨、強風等の悪天候下の屋外において行う水門管理の作業	1日につき300円 (2時間未満の場合180円)
		ダムにおいて行う12月1日から翌年の3月31日までの間の屋外又はダム本体内部における計器の点検、整備、調査及び測定の作業	1日につき300円 (2時間未満の場合180円)
		ダム湖において行う流木等の除去のための船上作業	1日につき400円 (2時間未満の場合240円)
		発電機の運転に伴い発生する騒音が90デシベル以上である当該発電機の周辺において行う当該運転中の発電機の主軸の点検その他の作業	1日につき500円 (2時間未満の場合300円)
		手当 取水口危険作業	職員
発電管理事務所、上田水道管理事務所又は水道用水管理事務所の取水門において行うごみ除去の作業	1日につき500円 (2時間未満の場合300円)		
送水管、導水管等の敷設作業で有毒ガスの充満又は酸素の欠乏するおそれのある管路の内部において行うもの	1日につき500円 (2時間未満の場合300円)		
手当 有害物取扱	職員	有害ガスの発生を伴う実験等の作業又は有毒ガスの漏れるおそれの著しい危険な機器の取扱作業若しくは作業中有毒ガスの漏れた場合において行う必要な緊急処置で著しく危険な作業	1日につき300円 (4時間未満の場合180円)
手当 用地交渉手当	職員	用地の取得又は用地の取得に伴う物件若しくは権利の補償に関し、現地において次に掲げる者以外の権利者を行う交渉 (1) 国、地方公共団体、公庫の予算及び決算に関する法律(昭和26年法律第99号)第1条に規定する公庫、特別の法律により設立された法人のうち国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号)第9条の2に規定するものその他これらに準ずるもの (2) 土地、物件又はこれらに関する権利の譲渡を申し出たもの	1日につき700円(2時間未満の場合560円)。この場合において、交渉が午後7時以後に及ぶときは1,100円(2時間未満の場合960円)
手当 浄水検査	職員	上田水道管理事務所又は水道用水管理事務所に勤務し、浄水の最終検査に従事することを常例とする職員が行う当該検査	1日につき400円 (2時間未満の場合240円)